

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3 . 信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表	3
4 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
5 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	5
6 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表	7
7 . 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表	8
8 . 信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	9
9 . 保管振替業務の受託についての理事会決定の一部改正新旧対照表	10
10 . 有価証券等取扱場所出入者規則の一部改正新旧対照表	11
11 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	12
12 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	13
13 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	14
14 . 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	15
15 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	17

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済に係る手数料)</p> <p>第 1 4 条の 2 会員は、株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和 5 9 年法律第 3 0 号) に規定する保管振替機関が<u>保管振替業</u>において取り扱う有価証券の本所の市場における売買及び第 3 4 条第 1 項に規定する貸借取引の決済に係る手数料 (以下「決済に係る手数料」という。) を、本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(決済に係る手数料)</p> <p>第 1 4 条の 2 会員は、株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和 5 9 年法律第 3 0 号) に規定する保管振替機関が<u>保管振替事業</u>において取り扱う有価証券の本所の市場における売買及び第 3 4 条第 1 項に規定する貸借取引の決済に係る手数料 (以下「決済に係る手数料」という。) を、本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>株式会社証券保管振替機構</u> (以下「保管振替機構」という。) が <u>保管振替業</u> において取り扱う内国株券 (以下「機構取扱株券」という。) について、株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和 5 9 年法律第 3 0 号) に基づく実質株主 (実質優先出資者を含む。) の通知を行うため本所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>財団法人証券保管振替機構</u> (以下「保管振替機構」という。) が <u>保管振替事業</u> において取り扱う内国株券 (以下「機構取扱株券」という。) について、株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和 5 9 年法律第 3 0 号) に基づく実質株主 (実質優先出資者を含む。) の通知を行うため本所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p>

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借取引の決済等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての買付有価証券の差入れ及び返戻は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) <u>株式会社証券保管振替機構</u>(以下「保管振替機構」という。)が<u>保管振替業</u>において取り扱う内国法人の発行する株券(以下「機構取扱株券」という。)</p> <p>会員と指定証券金融会社との間において保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方に代わって保管振替機構に開設された渡方の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年7月1日から施行する。</p>	<p>(貸借取引の決済等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての買付有価証券の差入れ及び返戻は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) <u>財団法人証券保管振替機構</u>(以下「保管振替機構」という。)が<u>保管振替事業</u>において取り扱う内国法人の発行する株券(以下「機構取扱株券」という。)</p> <p>会員と指定証券金融会社との間において保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方に代わって保管振替機構に開設された渡方の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>株式会社証券保管振替機構</u>(以下「保管振替機構」という。)が<u>保管振替業</u>において取り扱う内国株券(以下「機構取扱株券」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年7月1日から施行する。</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>財団法人証券保管振替機構</u>(以下「保管振替機構」という。)が<u>保管振替事業</u>において取り扱う内国株券(以下「機構取扱株券」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託業者は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 当該銘柄についての指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が受益証券の上場廃止を適当と認めた場合</u></p> <p>(売買の決済に係る受益証券の授受)</p> <p>第26条 売買の決済に係る受益証券の授受は、</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託業者は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 前3号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が受益証券の上場廃止を適当と認めた場合</u></p> <p>(売買の決済に係る受益証券の授受)</p> <p>第26条 売買の決済に係る受益証券の授受は、</p>

本所が指定する相手方（当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方）との間において、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

本所が指定する相手方（当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方）との間において、財団法人証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済日)</p> <p>第 5 条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日 (終値取引については、第 2 号に定める日) に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日 (業務規程 (以下「規程」という。) 第 8 条第 3 項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券 (機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券 (<u>株式会社証券保管振替機構</u> (以下「<u>保管振替機構</u>」という。) が<u>保管振替業</u>において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) を除く。) の売買において、同条第 4 項又は第 5 項に定める場合には、同条第 3 項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については 6 日目の日とし、同条第 4 項に定める場合における当該期日の売買については 5 日目の日とする。</p> <p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第 2 0 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の規定にかかわらず、株券 (機構非取扱株券 (<u>保管振替機構が保管振替業</u>において取り扱わない株券をいう。以下同じ。) を除く。) の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(決済日)</p> <p>第 5 条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日 (終値取引については、第 2 号に定める日) に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日 (業務規程 (以下「規程」という。) 第 8 条第 3 項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券 (機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券 (<u>財団法人証券保管振替機構</u> (以下「<u>保管振替機構</u>」という。) が<u>保管振替事業</u>において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) を除く。) の売買において、同条第 4 項又は第 5 項に定める場合には、同条第 3 項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については 6 日目の日とし、同条第 4 項に定める場合における当該期日の売買については 5 日目の日とする。</p> <p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第 2 0 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の規定にかかわらず、株券 (機構非取扱株券 (<u>保管振替機構が保管振替事業</u>において取り扱わない株券をいう。以下同じ。) を除く。) の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p>

決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の制限)</p> <p>第5条 会員が本所に信託金の代用として差し入れる株券は、当該会員の名義のもの(株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該会員の自己分)に限るものとする。</p>	<p>(代用有価証券の制限)</p> <p>第5条 会員が本所に信託金の代用として差し入れる株券は、当該会員の名義のもの(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該会員の自己分)に限るものとする。</p>

保管振替業務の受託についての理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>本所は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づき、保管振替機関である<u>株式会社証券保管振替機構</u>が行う保振法第4条に規定する業務を受託する。</p>	<p>本所は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づき、保管振替機関である<u>財団法人証券保管振替機構</u>が行う保振法第4条に規定する業務を受託する。</p>

有価証券等取扱場所出入者規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券等取扱場所出入者)</p> <p>第2条 有価証券等取扱場所に入出できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>株式会社証券保管振替機構</u>(以下「機構」という。)の参加者及び機構の承認を受けた業務代行者の従業員のうち、機構に届出のある業務取扱責任者及び業務取扱担当者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(有価証券等取扱場所出入者)</p> <p>第2条 有価証券等取扱場所に入出できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>財団法人証券保管振替機構</u>(以下「機構」という。)の参加者及び機構の承認を受けた業務代行者の従業員のうち、機構に届出のある業務取扱責任者及び業務取扱担当者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）第7号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>株式会社証券保管振替機構</u>とする。</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）第7号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>財団法人証券保管振替機構</u>とする。</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成14年4月1日改正附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1.(2)a中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)が指定保管振替機関が<u>保管振替業</u>において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。</p>	<p>平成14年4月1日改正附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1.(2)a中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)が指定保管振替機関が<u>保管振替事業</u>において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3号c</u>に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>株式会社証券保管振替機構</u>とする。</p> <p>3. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が<u>保管振替業</u>において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。</p> <p>(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2. 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第2号c</u>に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>財団法人証券保管振替機構</u>とする。</p> <p>3. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が<u>保管振替事業</u>において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。</p> <p>(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2．上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第3条第1項第2号dに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>株式会社証券保管振替機構</u>とする。</p> <p>3．上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。</p> <p>（a）最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の<u>保管振替業</u>において取り扱われている銘柄に限る。）</p> <p>新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）</p> <p>（b）（略）</p>	<p>2．上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第3条第1項第2号dに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、<u>財団法人証券保管振替機構</u>とする。</p> <p>3．上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。</p> <p>（a）最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の<u>保管振替事業</u>において取り扱われている銘柄に限る。）</p> <p>新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）</p> <p>（b）（略）</p>

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と新株予約権の行使期間終了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄(指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。)

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日(新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日)

(b) (略)

e ~ h (略)

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と新株予約権の行使期間終了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄(指定保管振替機関の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。)

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日(新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日)

(b) (略)

e ~ h (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 受益証券特例第6条第2項第5号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(上場廃止前の売買取引に関する事項)</p> <p>第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認めたものとして取り扱う。ただし受益証券特例第10条第2項<u>第5号</u>のうち、投資信託委託業者が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。</p> <p>2 前項の規定により本所が必要であると認めた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として3か月間(受益証券特例第10条第2項<u>第5号</u>に該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して3か月間の範囲内の日で、その都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(上場廃止前の売買取引に関する事項)</p> <p>第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認めたものとして取り扱う。ただし受益証券特例第10条第2項<u>第4号</u>のうち、投資信託委託業者が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。</p> <p>2 前項の規定により本所が必要であると認めた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として3か月間(受益証券特例第10条第2項<u>第4号</u>に該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して3か月間の範囲内の日で、その都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。</p>